

地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則をここに公布する。

平成29年5月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第34号

地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則の一部を改正する規則  
地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則（平成19年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(病院局の職)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁の課長、副課長、主幹、課長補佐、<u>副主幹及び専門副主幹</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(病院局の職)</p> <p>第2条 病院局に置かれる職のうち、地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁の課長、副課長、主幹、課長補佐<u>及び副主幹</u></p> <p>(3) 略</p>

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。